

## 高齢者等職業安定対策基本方針案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和8年3月31日  
厚生労働省職業安定局  
高齢者雇用対策課

厚生労働省では、高齢者等職業安定対策基本方針案について、令和8年2月3日（火）から令和8年3月4日（水）まで御意見を募集したところ、計4件（うち今回の御意見募集と関係しない御意見が2件）の御意見をいただきました。

いただいた御意見を整理し、以下のとおり考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

なお、御意見については、本意見募集の対象となる事項についてのみ、適宜要約して掲載しています。

今回御意見をお寄せいただいた方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の概要	考え方
1	・ AI の活用を含むデジタル等のリ・スキリングについても記載すべきではないか。	・ AI の進化や業務のデジタル化等を背景にした人材ニーズの変化に伴い、既存の知識、経験等に加え、AI の活用を含むデジタル等の新たなスキルを身につけることが一層求められるところです。 このため、高齢者等職業安定対策基本方針案においては、業務のデジタル化に対応する、あるいは、新たな職業や職務に就こうとする高齢者については、事業主に対して必要な助成を行い、実務経験の不足を補うため、OJT を組み込んだ訓練を実施する等、実践的な職業能力開発機会の確保に取り組むこととしております。 今後とも、労働者が高齢期においても急激な経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、多様な職業能力開発の機会の確保に取り組んでまいります。
2	・ 高齢者の就労継続は重要だが、生活保護・年金との連動措置を強化し、高齢者の生活保障の強化についても記載すべきではないか。	・ 高齢者雇用安定法においては、企業が60歳を下回る定年年齢を定めることを禁止するとともに、令和7年度からは、65歳までの希望者全員の雇用

		<p>確保措置を全面的に義務付けており、雇用と年金との確実な接続を図っております。</p> <p>その上で、高年齢者等職業安定対策基本方針案においては、65歳以降も働きたいと考える高年齢者が多い中、年齢にかかわらず活躍を続けたいという希望に応えるため、個々の企業の実情に適した形で、70歳までの就業確保措置の普及拡大に取り組むこととしております。</p> <p>今後とも、意欲のある高年齢者が、その能力を十分に発揮し、年齢に関わらず働き続けることができる環境の整備に向け取組を一層推進してまいります。</p>
--	--	--